

# 一般社団法人岐阜県LPガス協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岐阜県LPガス協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、LP ガスの保安の確保と LP ガス事業等の総合的な発展を図り、併せて国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員の知識、技術の向上と保安の確保および取引適正化に関する調査、研究、指導、教育に関する業務。

(2) LPガス消費者に対する知識普及を図り、併せて会員の技術向上、改善のための講習会の開催および広報、資料の頒付。

(3) 各種情報の収集、資料の提供および会報の発行。

(4) 関係官公庁との連絡、関係団体の業務に対する協力および会員相互の親睦と情報の交換。

(5) 防災に関する業務及び災害時に伴う復旧及び復興支援活動業務。

(6) 融資業務(但し(株)岐阜県エル・ピー・ジー会館に限る。)

(7) その他前条の目的を達成するに必要な事業。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次のとおり会員をおき、正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による液化石油ガス等の製造および販売事業者。

(2) 準会員 高圧ガス輸送業者、保安機関(正会員を除く)、配送センター、容器検査所、配管工事業者、工業用消費者、容器処理センター、器具機械関係業者等。

(3) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同した正会員及び準会員以外の事業者。

(4) 協力会員 LPガススタンド、LPガス自動車に関係する事業者で、本会の趣旨に賛同した正会員及び準会員、賛助会員以外の事業者。

(会員資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、入会時及び毎事業年度、総会において別に定める会費徴収規程の額を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人に通知した上で任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又はその他の規律に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前条のほか、会員が次ぎのいずれかに該当するに至ったときは会員の資格を喪失する。

- (1) 1年間以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体若しくは法人が解散した時。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 退会又は除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. 会員が前条によりその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返金しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は全ての正会員及び準会員をもって構成し、総会における議決権は正会員及び準会員1名につき1個とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2. 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

3. 総正会員及び準会員の5分の1以上の議決権を有する正会員及び準会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員及び準会員が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分

(代理)

第18条 総会に出席できない正会員及び準会員は、他の正会員及び準会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員、準会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2. 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員及び準会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した議長及び理事のうち総会において指名された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 30名以上40名以内

(2)監事 4名以内

2. 理事のうち1名を会長とし、副会長、会計理事、専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名定めることができる。

3. 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事の中から業務執行理事を選任する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって会員又は理事会で推薦を受けたものの中から選任する。

2. 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 副会長、会計理事、専務理事、常務理事、業務執行理事は、会長の推薦により理事会の承認を得て選任する。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は、会長を補佐する。

4. 会計理事は、会長を補佐して、当法人の会計を担当する。

5. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括する。

6. 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を処理する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3. 監事は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(顧問、相談役、名誉会長、名誉理事)

第27条 当法人に顧問、相談役、名誉会長、名誉理事を置くことができる。

2. 顧問、相談役は、理事会の決議に基づき、会長がこれを委嘱する。

3. 顧問、相談役は、当法人の運営に関して、会長の諮問に応じ、諮問された事項について参考意見を述べることができる。

4. 名誉会長は、当法人の会長であった者で優れた功績を有する者のうちから理事会の決議に基づき、会長がこれを委嘱する。

5. 名誉理事は、当法人の役員であった者が退任した場合は別に定める礼遇規定により理事会の決議に基づき、会長がこれを委嘱する。

6. 顧問、相談役、名誉会長、名誉理事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は、会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(権限)

第29条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、会計理事、専務理事、常務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催する。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長に事故があるときは、副会長が招集する。

3. 理事は、必要あると認めるときは、何時でも会長に対して理事会を招集すべきことを、請求することができる。

4. 監事は、一般法人法第100条の報告をするため必要があるときは、会長に対して理事会を招集すべきことを、請求することができる。

5. 前2項の場合において、請求した日から5日以内に、会長が理事会招集の手続きをしないときは、理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2. 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることができない。

3. 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 その他の機関

(執行役員会)

第34条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、執行役員会を設置することができる。

2. 執行役員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第35条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、部会を設置することができる。

2. 部会の委員は、理事会において選任する。

3. 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第36条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会において選任する。

3. 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告書及び決算書については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号を総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2. 剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 当法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

## (残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第44条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岐阜県において発行する岐阜新聞に掲載する方法による。

## 第11章 事務局

### (設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

### (情報公開)

第46条 当法人は、開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

### (個人情報の保護)

第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

### (委任事務)

第48条 当法人は、理事会の決議により、関係団体の要請に基づく委任事務を処理することができる。

### (委任)

第49条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附則

1. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. 当法人の最初の代表理事は、高井宏康とする。
4. 当法人の最初の業務執行理事は、新田浩幸とする。

上記当方の定款に相違ありません。

岐阜市藪田南5丁目11番11号  
一般社団法人岐阜県LPガス協会  
代表理事 澤田 栄一